

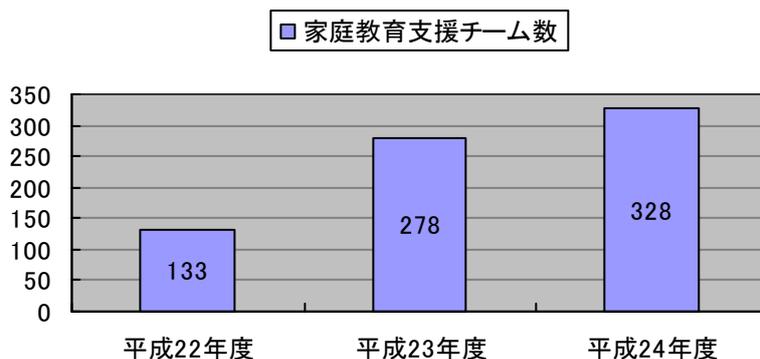
# 平成24年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 24-1-4)

施策目標	家庭の教育力の向上
施策の概要	近年の都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭教育が困難になっている社会と指摘されている。これを踏まえ、地域の取組の活性化を図る必要から、身近な地域における家庭教育支援の充実を図る。

達成目標 1	家庭教育が、地域や学校との連携をはじめとする豊かなつながりの中で行われるよう、身近な地域において家庭教育支援が実施される。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
①家庭教育支援チーム数	補助 43 チーム (委託 108 チーム)	—	補助 43 チーム (委託 108 チーム)	133 チーム ※補助事業及び自治体や地域の独自事業	278 チーム ※補助事業及び自治体や地域の独自事業	328 チーム ※補助事業及び自治体や地域の独自事業	対前年度増
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
②家庭教育支援チームによる支援と学習講座等のいずれかを実施している市町村数	補助 86 市町村 (委託 108 市町村)	—	補助 86 市町村 (委託 108 市町村)	補助 108 市町村 ※箇所数未集計	補助 315 市町村 (2,512 箇所)	補助 316 市町村 (2,771 箇所)	対前年度増
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
③全国家庭教育支援研究協議会の参加状況(参加者数、参加地域)※平均値	341 人 30 都道府県	—	—	341 人 30 都道府県	248 人 29 都道府県	231 人 ※23 都道府県 (※2 回の協議会のうち、1 回は未集計)	対前年度増
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/

【グラフ：活動指標① 家庭教育支援チーム数】  
補助事業及び自治体や地域の独自事業により活動したチーム数



達成目標 1 の評価結果

(評価結果)

家庭教育支援施策については、教育基本法第 10 条や教育振興基本計画に基づき、総合的な取組の推進を図っているところである。平成 24 年度は、平成 23 年度に各自治体による主体的な家庭教育支援の取組の活性化を図り、国として喫緊の社会的課題を踏まえた家庭教育支援のあり方を示すため文部科学省が開催した家庭教育支援の推進に関する委員会の報告書「つながりがつくる豊かな家庭教育」の提言を踏まえた今後の家庭教育支援の充実に向けて、実践のための課題や取組について協議する機会として研究協議会を開催するとともに、各自治体で実施されている家庭教育支援の取組（講座等の学習機会、相談、人材養成、情報提供等）の実態や家庭教育支援チームの組織体制や活動状況について調査を行った。

第 1 期教育振興基本計画（平成 20 年 7 月）で「地域の子育て経験者、民生委員や、保健師などの専門家が連携し、チームを構成して支援」とされた家庭教育支援チームは、平成 24 年度では 328 チームとなり、増加しており、また、補助事業を活用した家庭教育支援チームによる支援と学習講座等のいずれかを実施している市町村数は増加している。

(課題)

家庭教育支援チーム数や学習講座等は増加しているものの、取組状況は地域により差があり、親の育ちを応援する学習機会の充実や子育て家庭のネットワークと支援のネットワークを広げる地域の取組の活性化が必要である。

これまでに実施している主な達成手段

事業名	24 年度 補正後予算 額 (千円)	25 年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
全国家庭教育支援 研究協議会	21,160	16,812	家庭教育を支える環境が大きく変化する中、国として社会全体の動向や地域の課題等を踏まえた支援のあり方の検討や関係府省との連携による研究協議を行い、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図る。	① ④	0031	男女共同 参画学習 課
学校・家庭・地域の 連携による教育支 援活動促進事業【学 校・家庭・地域の連 携協力推進事業（1 － 3）の再掲】	学校・家 庭・地域の 連携協力 推進事業 4,692,001 の内数	学校・家 庭・地域の 連携協力 推進事業 4,923,535 の内数	すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、親への学習機会の提供や相談対応など、地域の主体的かつ持続可能な家庭教育支援に関する取組への支援を行う。	① ②	0024	男女共同 参画学習 課

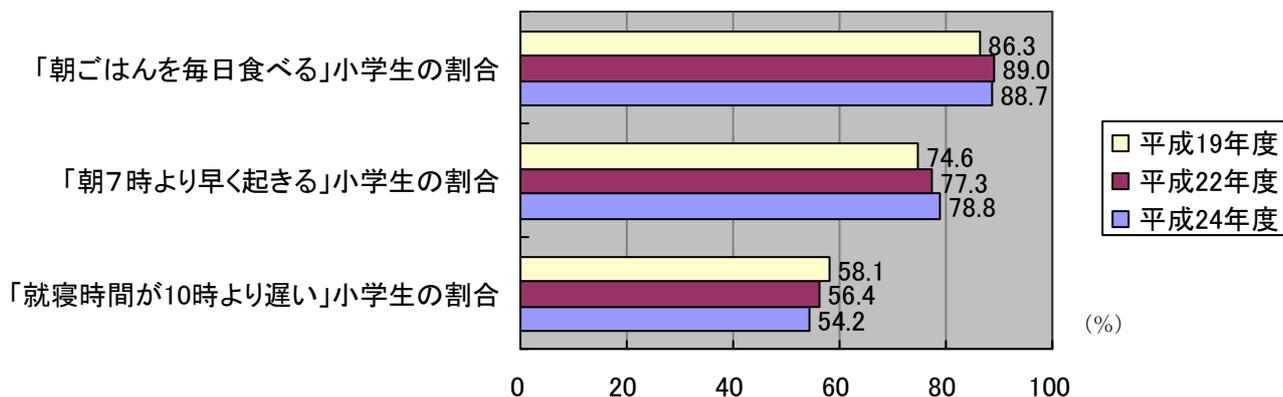
達成目標 2

子供の基本的な生活習慣づくりが定着する。

成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	24 年度
①全国学力・学習状 況調査における 「朝ごはんを毎 日食べる」小学生 の割合	88.5%	—	88.5%	89.0%	※東日本大 震災の影響 により未実 施	88.7%	基準値より増加 を目指す
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
②全国学力・学習状 況調査における 「朝 7 時より早 く起きる」小学生 の割合	76.6%	—	76.6%	77.3%	※同上	78.8%	基準値より増加 を目指す
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
③全国学力・学習状 況調査における 「就寝時間が 10 時より遅い」小学 生の割合	56.8%	—	56.8%	56.4%	※同上	54.2%	基準値より減少 を目指す
年度ごとの目標		—	—	—	—	—	

活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
④作成した啓発資料の部数	617,700部	—	—	—	617,700部	1,224,700部	基準値より増加を目指す
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

【グラフ：活動指標①～③】



達成目標2の評価結果

(評価結果)

ライフスタイルの多様化などにより、子供たちの生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されており、これらに対応するため、国と民間等との連携により、平成18年度から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進してきた。

平成24年度は、企業と働く保護者向けの啓発資料を作成し、各教育委員会及び公民館や労働基準監督署等への配布や各種会議等での情報提供を行った。また取組の一層の推進を図ることを目的に、新たに優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰を創設し、全国50の活動に対して表彰を行った。

平成24年度の全国学力・学習状況調査では、朝7時より早く起きる小学生の割合、朝食を毎日食べる小学生の割合は平成19年度より増加しており、本取組の成果がでているものと判断する。

(課題)

小学生の就寝時間や朝食の摂取率等は改善傾向にあるものの、中学生では約7割が夜11時以降に就寝するなど、就寝時間は全体的に遅い傾向にある。また、中高校生の携帯電話等による夜型化や、食生活の乱れをみれば、これらの層に対する普及啓発が十分とはいえない。このため、引き続き各地域の取り組みの推進や中高生に対する普及啓発の推進が課題である。

これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算額 (千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
子どもの生活習慣づくり支援事業	29,861	23,250	社会の多様化や生活環境の夜型化等により、家庭や社会の影響を受けやすい子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されており、家庭や学校・地域にとどまらず、企業も含めた社会問題としての取組の定着を図る取組を推進する。	① ～ ④	0032	男女共同 参画学習 課

(参考) 関連する独立行政法人の事業 (※必要に応じて関連する達成目標に入れても良い)

独立行政法人の事業名	24年度 補正後予算額 (千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番 号	担当課
—	—	—	—	—	—	—

## 施策目標に関する評価結果

### 【必要性等】

(必要性の観点) :

平成18年に改正された教育基本法第10条に家庭教育の条項が規定され、第1項に家庭教育の役割、第2項に国及び地方公共団体は、家庭教育支援に努めることが規定された。教育基本法第10条に基づく国の責務として、政策の基本的な方向性や方策に関する検討や、必要な調査研究、先進的な取組の全国的な情報共有や研究協議を行っているものであり、第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)でも基本施策として位置付けられ、引き続き必要性の高い施策である。

家庭教育支援の方向性や基本的な方策を示す報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」は、国のみならず地方公共団体の施策の指針ともなることから、平成24年4月に教育委員会等に対して同報告書の趣旨を踏まえた家庭教育支援の取組の推進について依頼したところであるが、第2期教育振興基本計画の成果指標として「全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チームの増加)」が設定されている。平成24年度に実施した実態調査では、小学校区で学習機会の提供又は個別相談業務が行われているのは約7割であり、今後、さらなる家庭教育支援の充実が必要である。

また、第2期教育振興基本計画では、課題を抱える家庭への学校と連携した支援の仕組みづくりを推進することとされており、平成24年度に実施した実態調査では、「家庭教育に関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」ことが、教育委員会が家庭教育支援施策を展開する際に一番課題と感じているという結果がでていいる。家庭教育が困難な社会において、課題を抱える家庭への学校と連携した支援の仕組みづくりは喫緊の課題である。

家庭教育支援の推進に関する委員会の報告書(平成24年3月)では、生活の自己管理が可能となる中高生以上の世代向け普及啓発や、企業に対する子供の生活習慣づくりの啓発が提言され、これらは第2期教育振興基本計画においても盛り込まれるとともに、成果指標として「家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善」が設定されており、引き続き、子供の生活習慣づくりへの取組の推進が求められている。

(有効性の観点) :

家庭教育支援チーム数や補助事業による家庭教育支援の実施市町村数は伸びてきている。平成22年度以降、自治体による補助事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)の活用が進むとともに、研究協議会等を通じ、家庭教育支援チームによる取組の有効性が自治体、地域の支援者や学校関係者に理解され、一部の地域で取組が進んだものと考えている。例えば、ある家庭教育支援チームでは、家庭教育情報誌を作成し、町内の全戸の家庭に配布したり、課題を抱える家庭への訪問による支援を行うなど、きめ細やかな家庭教育支援を行っている。

また、全国学力・学習状況調査の平成19年度と24年度を比較すると、朝7時より早く起きる小学生の割合、朝食を毎日食べる小学生の割合は増加し、就寝時間は、全体的に遅いものの、一部改善は図られている。これは、学校や家庭、地域における子供の習慣づくりへの取組が推進されてきたことによるものと考えている。

(効率性の観点) :

全国家庭教育支援研究協議会の開催事業については、研究協議会で得られた成果を文部科学省主催の他の協議会や広報誌、DVD等において広く情報提供を行っており、その成果を効率的かつ効果的に全国に普及している。

子どもの生活習慣づくり支援事業については、平成24年度は、焦点を働く保護者と企業に絞り、「早寝早起き朝ごはん」運動に取り組んでもらうことを目的に啓発資料を作成し、企業と関係の深い、全国の労働基準監督署や公共職業安定所にも配布し、効率的な普及啓発を図った。

### 【今後の課題】

今後の取組として、家庭教育に関する情報提供や相談対応等地域の身近な場における支援を行うため、平成25年度の補助事業において新たに予算措置された家庭教育支援員の配置による支援体制の強化の推進や支援員の資質の向上が必要である。また、平成24年度に実施した地域における家庭教育支援施策等の実態調査によると、「家庭教育に関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」ことが、教育委員会が家庭教育支援施策を展開する際に一番課題と感じている結果が出ている。また、親向けの学習プログラムを作成している自治体の割合が15.9%、企業向けの講座を実施している自治体の割合が2.9%と家庭教育に関する学習内容や効果的支援のノウハウの欠如、家庭教育支援を担う人材不足、働く保護者の学習機会の不足が課題となっている。

なお、平成25年度新規事業「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の中で「地域人材による家庭支援プログラム」を、国と地方公共団体が協働し、実証的研究を実施することとしており、効果的に同事業を実施し、それらの先進的な取組を全国に広く周知していくことも課題となっている。

さらに、中学生や高校性に対する普及啓発の推進や各地域で行われている子供の生活習慣づくりに関する良い取組の共有や、優良な取組を評価し後押しする表彰制度の活用などにより、引き続き子供の生活習慣づくりを推進していくことが必要である。

### 【行政事業レビューの指摘】

○行政事業レビュー(平成25年8月)

<事業全体の抜本的改善>

全国家庭教育支援研究協議会の開催：より効果的な家庭教育支援策の実施を目指し、これまでの事業成果を検証すべき。

<事業内容の改善>

子どもの生活習慣づくり支援事業

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

### 【行政評価・監視の勧告】

## 【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

### 【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

#### 達成目標 1

家庭教育支援について、第2期教育振興基本計画における基本施策に掲げられた施策を着実に実施していくため、引き続き、補助事業を活用した地方公共団体の家庭教育支援に関する取組の支援を行うと共に、来年度新規事業により、子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発の普及促進、父親やシニア世代、大学等の専門的知識の活用などの多様な主体の参画を促進、企業等における家庭教育支援の充実を図っていく。

#### 達成目標 2

子供の基本的な生活習慣づくりについて、課題となっている中高生への対応は平成25年度に啓発資料を作成し、普及啓発を行う予定としている。引き続き、各地域で行われている子供の生活習慣づくりに関する良い取組の共有や優良な取組を評価する表彰制度の活用など、全国的な普及啓発を図り、各地域において生活習慣づくりの取組の定着が図られるよう推進していく。

### 【具体的な概算要求の内容】

- ・学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業【学校・家庭・地域の連携協力推進事業（1-3）の再掲】

平成26年度概算要求額：4,124百万円

- ・子供の生活習慣づくり支援事業 平成26年度概算要求額：21百万円

#### <新規要求事業>

- ・多様な主体の参画による家庭教育の充実 平成26年度概算要求額：32百万円（新規）

### 【具体的な機構定員要求の内容】

特になし

## 施策の予算額・執行額

（※政策評価調書に記載する予算額）

区分		23年度	24年度	25年度	26年度要求額
<b>予算の状況</b> (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	76,720 <0>	51,021 <0>	40,062 <0>	53,325 <0>
	補正予算	0 <0>	0 <0>		
	繰越し等	0 <0>	0 <0>		
	合計	76,720 <0>	51,021 <0>		
執行額 (千円)		59,728	40,833		

## 施策に関係する内閣の重要政策・省内における検討会やその報告

名称	年月日	関係部分抜粋
中央教育審議会 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(答申)	平成20年2月19日	4.具体的方策 (2)社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり 「早寝早起き朝ごはん」運動のさらなる展開を各地において今後も進めるとともに、行政・学校・家庭・企業・メディア等が連携して社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めるための普及啓発を行うことも有効である。

教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日	<p>第 3 章 (3) 基本的方向 1</p> <p>◇ 子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進</p> <p>それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、地域の子育て経験者、民生委員や、保健師などの専門家が連携し、チームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促す。</p>
子ども・子育てビジョン	平成 22 年 1 月 29 日	<p>施策の具体的内容</p> <p>1. (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を 《学びや体験を通じ豊かな人間性を育成する》</p> <p>□地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備</p> <p>・学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施により、地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを健やかにはぐくむ活動を推進するとともに、家庭教育に関する地域人材を養成し、相談対応や学習機会の提供など、家庭の教育力の向上に向けた取組を推進します。</p>
第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理	平成 25 年 1 月	<p>第 2 章 今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について</p> <p>1. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進</p> <p>(4) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実</p> <p>○ 家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。こうした社会においては、「つながりが創る豊かな家庭教育（平成 2 4 年 3 月家庭教育支援の推進に関する検討委員会）」の報告書にも示されているように、支援のネットワークを広げ、家庭教育支援の取組を地域コミュニティの連携・協働の中で充実していくことが必要になる。</p> <p>○ そのためには、地域人材を中心とした活動を組織的に行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて、小中学校区を単位として一層進めていくことが求められる。</p> <p>○ また、課題を抱える家庭に対する効果的な支援のために、子どもたちの状況を日常的に把握している教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図るなど、学校と連携した支援の仕組みづくりなどの推進が求められる。</p> <p>○ さらに、現在、子育て家庭が孤立しやすい社会状況にある中、子育てについての悩みや不安を多くの保護者が抱えていることから、親同士の交流や学びの支援・相談、情報提供など親の育ちを応援することが重要である。このため、地域人材を活かし、家庭教育支援が行われる場づくりを行うとともに、子育てへの自信や対処能力を持たせることができるような、当事者の主体性を重視した体験型・ワークショップ型のプログラムや講座を開発・充実することが求められる。その際、学習プログラムを効果的に実施するためのファシリテーター等の養成も求められる。</p> <p>○ また、乳幼児期の子育て家庭を対象とした支援を充実させていくためには、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、保健・福祉分野とも連携して、多様な学習機会を提供することが求められる。</p> <p>3. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実</p> <p>(2) 成人への学習支援</p> <p>(略)</p> <p>このため、地域人材が行う家庭教育支援の活動に対し専門的な助言等を行う人材を確保するとともに、地域人材が行うアウトリーチを重視した家庭教育支援の取組を推進することが期待される。</p>
第 2 期教育振興基本計画	平成 25 年 6 月	<p>第 2 部 今後 5 年間に実施すべき教育上の方策</p> <p>I 四つの基本的方向性に基づく方策</p> <p>4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成</p> <p>基本施策 2 2 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○ 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性</p>

	<p>を尊重しつつも、基本施策 20 に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。</p> <p>○ また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。</p> <p><b>【主な取組】</b></p> <p>22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。</li> <li>また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。</li> <li>さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA 等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。</li> <li>・ 家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。</li> <li>また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。</li> </ul> <p>22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。</li> </ul>
--	---

**指標に用いたデータ・資料等**

<p>「平成 21 年度全国学力・学習状況調査報告書」  (作成：文部科学省・国立教育政策研究所) (平成 21 年 12 月)  (所在：国立教育政策研究所ホームページ <a href="http://www.nier.go.jp/09chousakekkahoukoku/index.htm">http://www.nier.go.jp/09chousakekkahoukoku/index.htm</a>)</p> <p>「平成 22 年度全国学力・学習状況調査報告書」  (作成：文部科学省・国立教育政策研究所) (平成 22 年 7 月)  (所在：国立教育政策研究所ホームページ <a href="http://www.nier.go.jp/10chousakekkahoukoku/index.htm">http://www.nier.go.jp/10chousakekkahoukoku/index.htm</a>)</p> <p>「平成 24 年度全国学力・学習状況調査報告書」  (作成：文部科学省・国立教育政策研究所) (平成 24 年 8 月)  (所在：国立教育政策研究所ホームページ <a href="http://www.nier.go.jp/12chousakekkahoukoku/index.htm">http://www.nier.go.jp/12chousakekkahoukoku/index.htm</a>)</p>
--

<p>有識者会議での指摘事項</p>	<p>家庭の教育においても、朝食の頻度に留まらず、食事を通じて家族とのコミュニケーションが図られているかといったところまで、目標を具体的なレベルに設定してはどうか。</p>
--------------------	--

<p>主管課 (課長名)</p>	<p>生涯学習政策局男女共同参画学習課 (藤江 陽子)</p>
<p>関係課 (課長名)</p>	<p>—</p>